

別冊給水装置工事施行基準
泉南、阪南、田尻及び岬水道事業

令和8年4月

泉南地域水道センター

別冊給水装置工事施行基準は、標準給水装置工事施行基準より優先する。

見出し(章節番号、段落番号等を含む)については、標準給水装置工事施行基準に準拠している。なお、別冊給水装置工事施行基準独自の事項については見出し番号を追加している。

1. 総則

1.1 施行基準

1.1.2 給水装置の定義(P.1)

1. 田尻水道事業においては、水道メーターの貸与品は口径 13～40 mmとする。また、口径 50 mm以上のメーター及び遠隔装置付集中検針の場合は、私設メーターとする。

3. 手続

3.3 事務手続(P.16)

10.メーター出庫

指定工事業者は、メーターが必要な場合、加入金の納入後にメーターを受け取ることができる。

4. 設計

4.5 給水管の口径決定

4.5.1 基本事項(P.41)

5. 新設工事では、口径 13 mmは承認しないものとする。
6. 田尻水道事業においては、口径 13 mm、口径 30 mmは承認しないものとする。

5. 施工

5.1 指定材料及び配管方法(P.73)

2. 配水管等の取付口から敷地内までの配管例は 5.4 メーター設置基準に示す。

5.2 給水管の取出し

5.2.1 分岐(P.74)

4. 口径 75 mm以上の給水管を引き込む場合は、原則として不断水式T字管を使用して分岐する。二受 T 字管等の断水を伴う取出しは、泉南地域水道センターと協議を行うこと。
8. 給水管の引込みは、原則として 1 敷地につき 1 引込みとする。ただし、二世帯住宅や共同住宅等は協議によりこの限りではない。

1. 分岐の条件及び施工の留意点

(7) ダクタイル鋳鉄管のサドル付分水栓等による穿孔箇所には、穿孔部のさびや腐食の防止のために適切なコアを装着すること。(密着コアを推奨する)

不断水 T 字管分岐についても口径 150 mm以下は、コア(SUS 製)を使用すること。

(8) 配水管からの分岐口径は以下のとおりとする。

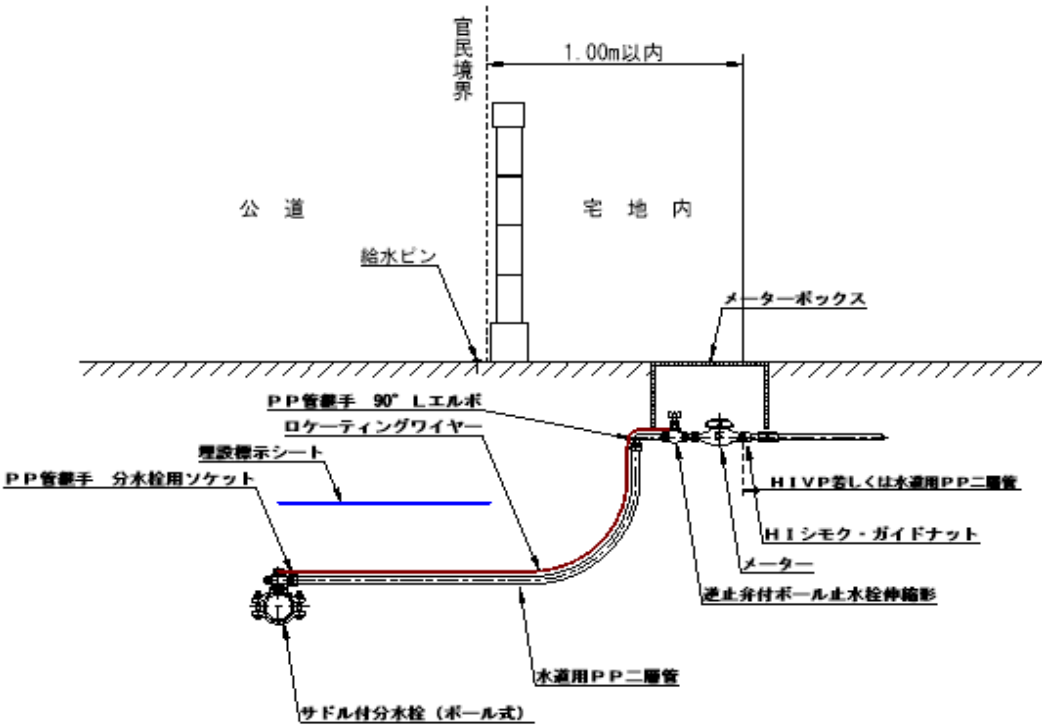
配水管		分岐管の口径(mm)									
管種	口径(mm)	20	25	30	40	50	75	100	150	200	
ダクタイル鋳鉄管 及び 鋳鉄管	75	A					分岐不可				
	100										
	150										
	200										
	250										
	300										
	350										
	400										
塩化ビニル管	40	A					分岐不可				
	50										
	75										
	100										
	150										
配水用ポリエチレン管	50	A					分岐不可				
	75										
	100										
	150										
ポリエチレン管(2層管)	40	A					分岐不可				
	50										
A		サドル付分水栓				B		不断水式T字管			

5.4 メーター設置基準

5.4.1 メーター室の構造(P.82)

1. (1) 口径 20・25 mmのメーター室の構造は次のとおりとする。

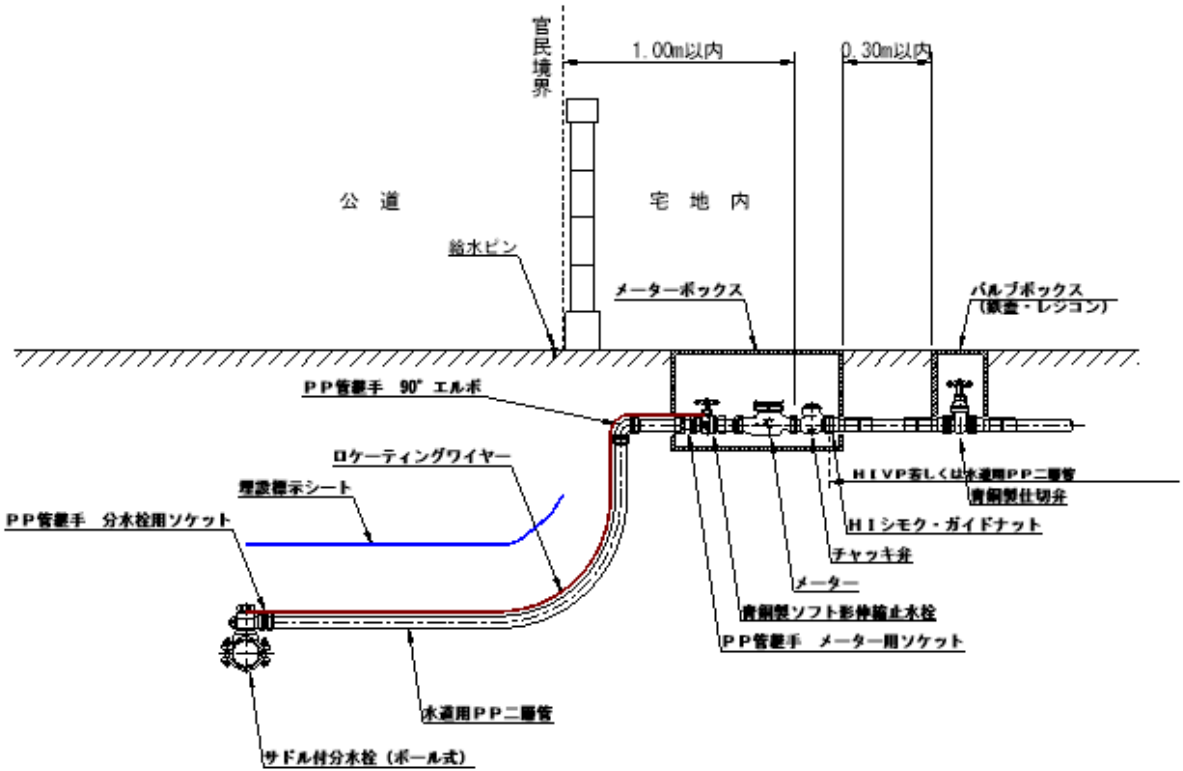
○口径 20 mm・25 mm



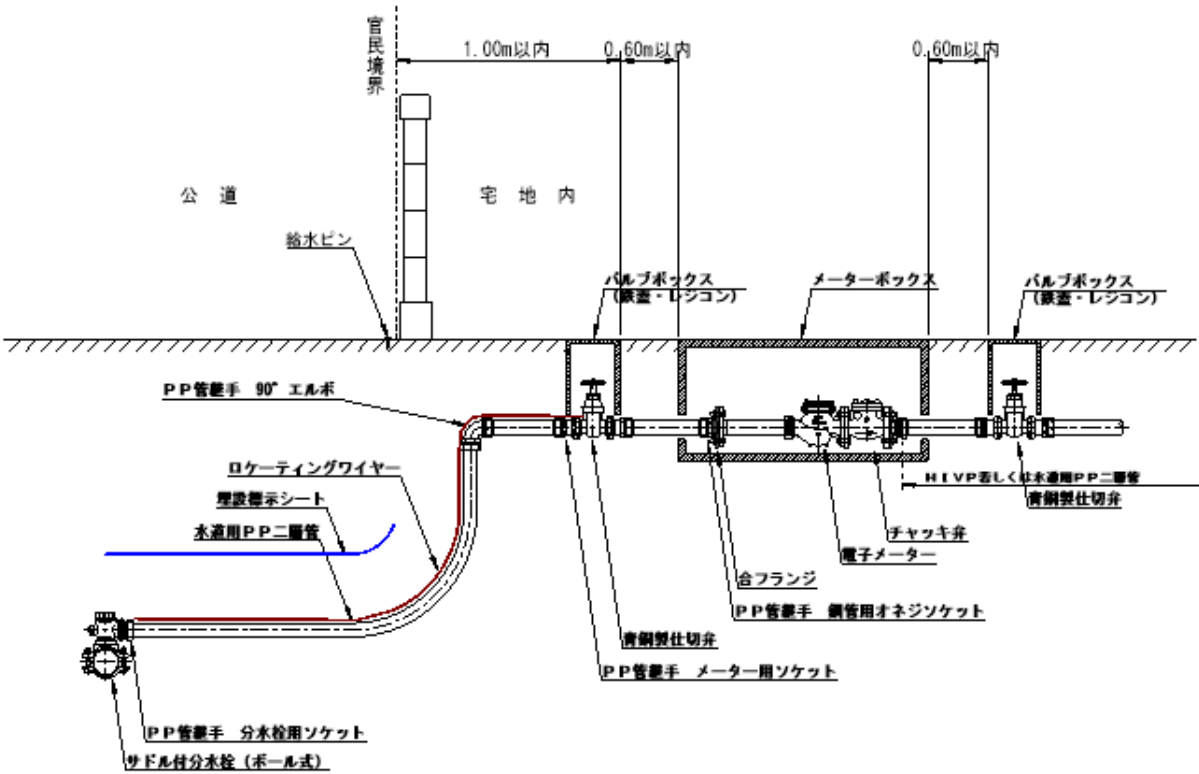
※止水栓については、逆止弁付ボール止水栓伸縮形とし、閉栓キャップ（リングバルブ用SⅡ型）が正常に装着できるものとする。

(2)口径 30～75 mm以上のメーター室の構造は次のとおりとする。

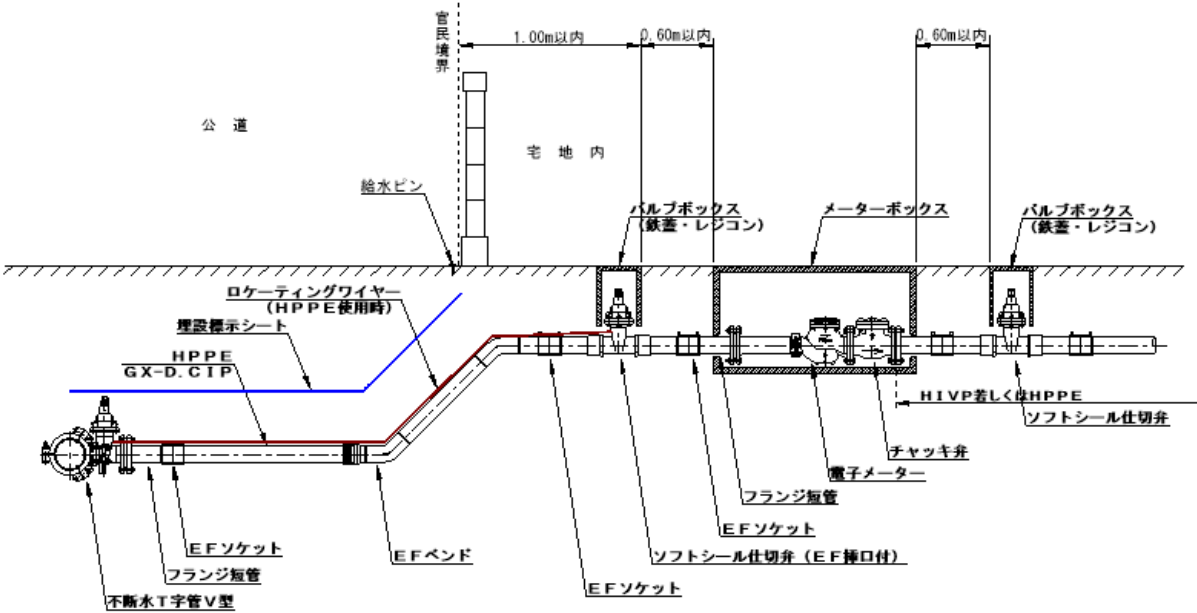
○口径 30 mm・40 mm



○口径 50 mm



○口径 75 mm以上



単位:mm

メーター口径	メーター室寸法		メーター長さ	メーター深度	
	A	B		h1	h2
40	552 以上	297 以上	560	300 以上	130 以上
50	595 以上	450 以上	560	300 以上	130 以上
75	750 以上	475 以上	630	425 以上	200 以上
100	885 以上	590 以上	750	450 以上	240

※上記の寸法は参考である。メーター室の構造については、ボックス内においてメーター交換作業が容易にできる作業スペース及び電子メーター用読み取り器の設置位置も考慮し、泉南地域水道センターと協議の上、現場施工とする。また、上記基準を満たせば二次製品でも可とする。品質については協議する。

6. 直結(直圧・増圧)式給水の施行基準

6.1 3～5階直結直圧式(P.100)

1. 適用条件

- (6) 「多大な影響」とは、濁水、水圧低下、出水不良、断水の発生及び配水管水圧が常時安定しない状態等を指し、これら事象の誘発が想定される場合は、3～5階直結直圧式を承認しない。
- (7) その他、漏水・メーター交換時の断水等を考慮の上計画すること。

5. 水圧調査

申請者は、近隣の蛇口等で配水管の水圧の調査を行い、結果を企業長に提出するものとする。泉南地域水道センターでは、将来計画の管網解析結果等で判断する。

6.2 直結増圧式(P.104)

1. 適用条件

- (6) 「多大な影響」とは、濁水、水圧低下、出水不良、断水の発生及び配水管水圧が常時安定しない状態等を指し、これら事象の誘発が想定される場合は、直結増圧式を承認しない。
- (7) その他、漏水・メーター交換時の断水等を考慮の上計画すること。

5. 水圧調査

申請者は、近隣の蛇口等で配水管の水圧の調査を行い、結果を企業長に提出するものとする。泉南地域水道センターでは、将来計画の管網解析結果等で判断する。